

災害時における専用水道の使用等に関する協定

大垣市（以下「甲」という。）とイビデン株式会社（以下「乙」という。）は、大垣市内における地震、風水害、その他の災害発生時（以下「災害発生時」という。）における専用水道の使用等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、甲が被災した市民の援助、その他応急措置として緊急に飲用水・生活用水が必要になった場合に、乙が保有する専用水道により得られる水（以下「飲料水」という。）を甲に供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（専用水道施設の所在地）

第2条 この協定における飲料水を供給する施設は、次のとおりとする。

施設名称	所在地
イビデン株式会社大垣中央事業場	大垣市笠縫町100-1
イビデン株式会社青柳事業場	大垣市青柳町300
イビデン株式会社河間事業場	大垣市河間町3-200

（協力内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に基づき、専用水道の使用が可能で業務等に支障のない範囲において飲料水の供給について協力するものとする。

2 乙は、甲から市民等への飲料水の供給について要請があった場合、供給期間、場所及び人員等の条件を甲と協議の上決定し、その条件の範囲において、市民等へ飲料水を供給するものとする。

3 乙は、甲から甲が指定する給水車等への飲料水の供給について要請があった場合、供給期間、場所及び人員等の条件を甲と協議の上決定し、その条件の範囲において、給水車等へ飲料水を供給するものとする。

4 乙は、監視により水質に異常が生じた場合、速やかに甲に報告するとともに、供給を停止する。

5 飲料水の市民等への供給はすべて甲の責任で行い、飲料水の供給に関して事故等が生じた場合であっても、乙が専用水道の通常の管理を行っている限り、乙の責任を負わないものとする。

（協力要請）

第4条 甲の乙に対する協力要請は、専用水道の使用等に関する要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

（飲用適性の判断）

第5条 飲料水が飲用に適するかどうかについては、甲の責任において判断するものとする。

2 甲は、市民等へ飲料水を供給する前に、必要に応じ、自らの責任と費用により水質の検査を行うものとする。

3 乙は、前条の協力要請を受けた場合、水道法（昭和32年法律第177号）に基づき乙が実施している水質検査の結果を甲に提供するものとする。
(実施報告)

第6条 乙は、第4条の規定により協力を実施した場合は、甲に対して要請対応報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 飲料水の供給に要する費用は甲が負担するものとし、その金額については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合については、その定めに従うものとする。

（費用の支払方法）

第8条 甲は、第6条に規定する要請対応報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めたものについて、乙の請求により前条に規定する費用を支払うものとする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、この協定に基づき知り得た個人情報を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。
(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する日までに甲、乙いずれからも異議の申出がないときは、この協定は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年11月27日

甲 大垣市
大垣市長

イビ
デン
株式会社
大垣市長

乙 イビデン株式会社
代表取締役社長

イビ
デン
株式会社
代表取締役社長

青木武三